

改正消費税への対応

改正消費税の概要

過去2度延長された消費税率8%から10%への引き上げは、飲食料等への軽減税率の導入と併せて、2019年10月1日から施行されることになっています。2019年10月1日以降は、標準税率（10%）、軽減税率（8%）、経過措置による税率（8%）の3種類の税率を帳簿等により管理する必要があります。

軽減措置への対応

軽減税率の対象品目

- ①飲食料等…飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいいます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
- ②新聞…新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

経過措置への対応

経過措置の概要

2019年10月1日以降に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率（8%）が適用されることとなります。国税庁のリーフレットによると、経過措置が適用されるものは下記になっております。

- ①旅客運賃等
- ②電気料金等
- ③請負工事等
- ④資産の貸付け
- ⑤指定役務の提供
- ⑥予約販売に係る書籍等
- ⑦特定新聞
- ⑧通信販売
- ⑨有料老人ホーム
- ⑩特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等

国税庁*
消費税率等に関する経過措置

詳細をお知りになりたい方はJSKまで!